

今治市が作る市民参画制度の構成（案）

目次

1. 前文、前書き	1
2. 市民参画する「市民」について	1
(1) 市民の定義	1
(2) 市民の権利や責務について	2
3. 「市の機関」について	2
(1) 市の機関の定義	2
(2) 市の機関の役割、責務	2
4. 市民参画の対象	2
(1) 市民参画の対象となる行政活動の種類	2
(2) 市民参画の対象となる行政活動の範囲基準	2
(3) 例外規定	2
5. 市民参画の手段	2
(1) 市民が情報を得る手段	2
(2) 市民が市政に意見を述べる手段	3
(3) 市民参画の実施方法	3
6. その他	3

1. 前文、前書き

どういう経緯でこの制度を作ることになったか。

どういう理念を掲げ、何を目的、目標として、何をするか。

市民参画によりどのような今治市を作ることが目的か。

2. 市民参画する「市民」について

(1) 市民の定義

(今治市の他の条例や指針との整合性にも留意すること)

どういう人が市民参画の対象となるか。

住所（住民票や居住実態の有無等）、年齢、国籍、個人・法人の区分…

(2) 市民の権利や責務について

市民はどのような立場で市民参画するのか。どのような権利があるのか。

どのような役割を担うのか。どのような責務を負うのか。

市民参画においては、「市民が自分たちのまちの重要な事項について主体的に参加できる」ことなどを記載することが考えられる。

3. 「市の機関」について

(1) 市の機関の定義

(2) 市の機関の役割、責務

市が市民参画の実施について、どんな役割を担い、何をする義務があるか。

4. 市民参画の対象

(1) 市民参画の対象となる行政活動の種類

基準を定めておくべきかどうか。

定める場合はどのようなものを対象とするか。

(例)

- ア. 条例制定
- イ. 基本計画の制定
- ウ. 大規模施設の建設
- エ. その他 例外など

(2) 市民参画の対象となる行政活動の範囲基準

(例)

- ア. 対象者の範囲（人数、区域…）
- イ. 影響の多寡
- ウ. 予算規模
- エ. 予定及び実績
- オ. その他 例外など

(3) 例外規定

緊急性のあるものや、他の法令に従うものなど、例外について。

5. 市民参画の手段

どのような方法で市民参画を行うか。何通りの手段で行うか。

具体的に決めておいてもいいが、将来的に新しい情報発信・情報交換の仕組みができる可能性にも留意する。

(1) 市民が情報を得る手段

(例)

- ア. 市の機関による情報発信の義務
- イ. 市の機関による情報発信の手段
- ウ. 市の機関による情報発信の範囲

(2) 市民が市政に意見を述べる手段

(例)

- ア. 委員会や審議会を設置
- イ. アンケートやパブリックコメント
- ウ. 説明会や意見交換会
- エ. ワークショップ
- オ. その他

(3) 市民参画の実施方法

(例)

- ア. 期間、期限
- イ. 実施方法
- ウ. 留意点など

6. その他